イ　第２の２に係る事業

本路線は、徳島県阿南市を起点として、同県那賀郡那賀町を経て、同県海部郡美波町に至る延長38.6㎞の幹線道路である。

このうち、本件道路区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在しているが、本件道路事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件道路事業が生活環境等に与える影響については、本件道路事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等による影響を検討しており、その結果によると、いずれの項目においても、本件道路事業による影響は軽微であるとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成23年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件河川区間及び本件道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）とその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、モノアラガイ等が確認されているが、本件事業により生息環境はほとんど改変を受けないことなどから影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

ア　第２の１に係る事業

本件河川事業は、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として築堤を行うものであり、本件河川事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件河川事業の施行方法については、河道拡幅により上下流の河道と同程度の河道幅員を確保して築堤する案（以下「申請案」という。）、現況の河道に沿って築堤して河床掘削する案及び河床掘削のみとする案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も大きいものの、河床掘削を必要としないため、施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、河川本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

イ　第２の２に係る事業

本件道路事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第４級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件道路事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件道路区間におけるルートについては、堤防の天端を通過する案（以下「申請案」という。）、可能な限り現道を拡幅する案及びその中間案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、道路本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

ア　第２の１に係る事業

３⑴アで述べたように、無堤であることなどから、流下能力が低く、洪水時にたびたびはん濫し、浸水被害を受けている本件河川区間について、流下能力の向上を図り、河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件河川事業を施行する必要があると認められる。

イ　第２の２に係る事業

３⑴イで述べたように、現道は、線形不良区間等が存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県阿南市役所

○海上保安庁告示第七十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

位置	名称	八戸港河原木西防波堤灯台
	所在地	青森県八戸港第三区（河原木西防波堤外端）
	北緯	四〇―三二―一六
	東経	一四一―三二―一四
変更した事項		
	高さ	火一地上から頂部まで九・六メートル水面上から灯高一二メートル平均の海面上
	到達距離	三・五海里
	光度	実効光度二五カンデラ
	光達	
変更年月日		平成二十四年二月十六日

位置	名称	船越運河北口防波堤灯台
	所在地	愛媛県宇和島市（船越運河北口防波堤外端）
	北緯	三三―〇三―一四
	東経	一三二―一二六―〇〇